

## 車載システムEMCコンソーシアム会議運営に関するガイドライン

### 1. 基本方針

車載システムEMCコンソーシアムの活動にあたり、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、及び「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を遵守する。

### 2. 禁止行為

車載システムEMCコンソーシアムが主催する会議等の参加者は、当コンソーシアムの活動を通じ、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に示す行為を含む一切の競争法違反行為及びその疑いを持たれる下記の行為を行わない。

1. 会員各社の製品の価格、価格戦略、価格構成、販売コスト、生産コストなど
2. 会員各社の販売数量、販売能力、生産数量、生産能力、在庫量など
3. 会員各社の販売地域、生産地域、販売先など
4. 会員各社の投資計画、販売計画、生産計画、需要予測、需要動向など
5. 供給制限、顧客・販売地域の配分、再販売価格の拘束など
6. その他競争法に抵触するおそれのある事項

### 3. 会議開催上の注意事項

会議の開催に際しては、次の対応を行う。

#### (1)会議開始時

会議主催者は、会議冒頭において、競争法及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針を遵守することを確認する。

#### (2)議事進行時

会議進行者は、問題となるおそれがある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止しない場合、会議進行者は当該会議を直ちに終了し、当該終了事由を議事録に記録する。

会議出席者は、競争法上問題となるおそれがある発言がなされた場合、会議進行者に対してそのことを指摘し、発言者への発言の中止を求める等、会議進行者の適切な議事進行を補佐する。

会議進行者は、競争法上問題となるおそれがある発言があつた事實を、名古屋工業大学未来通信研究センターに報告するものとし、当該発言を行つた者に対する注意等の適切な対応をとる。

#### (3)会議終了後

会議の終了後速やかに議事録を作成するものとする。会議出席者が不適切な言動を行つた場合は、必要な事項を議事録に記載するものとする。

以上